

補助金調書

補助金名	福岡市高齢者農園事業費補助金				担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部高齢福祉課 (TEL711-4881)	
交付先	団体	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は、(公社)福岡市老人クラブ連合会に限られるため。						
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	45	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めるために、福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成している。福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その活動を援助するため、補助金を交付している。 補助対象事業は福岡市老人クラブ連合会が実施する高齢者農園事業						
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回		
終期を延長する理由	老人クラブは、高齢者農園等の生きがいがづくりや健康増進活動を行っており、地域の自治活動に大きな役割を果たしている。市の高齢者施策の一翼を担う存在であり、より多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、各老人クラブを統括し、市全体の活動活性化を担う福岡市老人クラブ連合会に対しても、今後も継続して活動支援を行う必要がある。						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費：農園運営に必要な基本設備に要する経費、基礎経費 算定方法：要綱の別表にて「農園の運営に必要な基本設備に要する経費」「農園運営のための基礎経費」に区分しており、それを基に必要経費を算出。また、必要経費と、補助対象経費支出(予定)額を比較して少ない方の額を補助している。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 間接補助の理由：事務簡素化のため 再交付の配分基準：福岡市高齢者農園事業補助金交付要綱第8条、第16条						
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	(1) 件	1 件	1 件			
	1,120 千円	(1,336) 千円	1,119 千円	2,705 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	高齢者が耕作を通じて自然に親しむことにより、心身の健康保持と高齢者相互の親睦を図ることを目的として、農園の運営を実施						
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。